○国立大学法人筑波大学利益相反に関する法人細則

平成19年2月22日 法人細則第2号

改正 平成20年法人細則第17号

平成21年法人細則第20号

平成23年法人細則第38号

平成24年法人細則第22号

平成26年法人細則第12号

国立大学法人筑波大学利益相反に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学利益相反規則(平成17年法人規則第50号。 以下「規則」という。)第3条第4項、第4条第2項及び第5条の規定に基づき、利益相反委 員会及び利益相反アドバイザリーボードの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとす る。

(任務)

- 第2条 規則第3条第3項の利益相反委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項を 審議する。
 - (1) 利益相反に関する基本方針(利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等)に関すること。
 - (2) 利益相反に関する規則等の制定又は改廃に関すること。
 - (3) 利益相反に対する対応策(利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。)に関すること。
 - (4) 利益相反に関する学内啓発活動に関すること。
 - (5) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 研究を担当する副学長
 - (2) 利益相反・輸出管理マネジメント室長
 - (3) 国際産学連携本部本部審議役
 - (4) 人事を担当する副学長
 - (5) 各系長及び附属病院長の推薦に基づき学長が指名する大学教員 各1人
 - (6) 第6条に規定する利益相反アドバイザー
 - (7) 国際産学連携本部副本部長

- (8) 研究推進部長
- (9) 総務部長
- (10) 病院総務部長
- (11) 知的財産管理支援チーム長
- (12) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、前条第4号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

- 第5条 第3条第5号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員 となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(利益相反アドバイザー)

- 第6条 委員会に、利益相反に関する個別の事例を検討するため、利益相反アドバイザーを置く。
- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する学識経験を有する大学教員のうちから、学長が 指名する。
- 第7条 利益相反アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、利益相反アドバイザーとなる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 前項の利益相反アドバイザーは、再任されることができる。

(利益相反アドバイザリーボード)

- 第8条 規則第4条第1項の利益相反アドバイザリーボード(以下「アドバイザリーボード」という。)は、委員会の委員長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 異議申立てに関すること。
 - (2) その他個別案件に関すること。
- 2 アドバイザリーボードは、前項に定めるもののほか、第5項に規定する議長が必要と認める ときは、利益相反に関する事項について審議することができる。
- 3 第5項の議長は、アドバイザリーボードの審議の結果を総括し、委員会の委員長へ答申し、 又は建議する。

- 4 アドバイザリーボードの委員は、利益相反に関する学識経験を有する外部の有識者のうちから、学長が若干名を委嘱する。委員の委嘱の期間は、2年以内とし、学長がその都度定めるものとする。ただし、更新を妨げない。
- 5 アドバイザリーボードの議長は、委員の互選により選出する。

(様式)

第9条 規則第5条の法人細則で定める様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学産学官連携活動に係る個人的利益に関する自己申告書の様式を定める 法人細則(平成17年法人細則第29号)は、廃止する。

附 則 (平20.9.19法人細則17号)

この法人細則は、平成20年9月19日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反 に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平21.9.24法人細則20号)

この法人細則は、平成21年9月24日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反 に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平23.9.29法人細則38号) この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平24.9.27法人細則22号)

この法人細則は、平成24年9月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反 に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平26.3.27法人細則12号) この法人細則は、平成26年4月1日から施行する。

自己申告書

学 長殿

<u>所 属</u> <u>職 名</u> <u>氏 名</u> む

国立大学法人筑波大学利益相反規則第5条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- 1 申告対象期間 平成 年4月1日~平成 年3月31日
- 2 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)

企業等の名称	法人と企業等との関係(該当するものに○を付す。アからウの関係		
及び住所	は、申告対象期間以前の関係も含む。)		
		ア 法人の研究成果の移転	云を受けている。
	イ 法人と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金など において契約関係がある。 ウ 法人に対して、製品又はサービスを提供する関係にあ る。		
	利益の種類 (該当するものに○を 付す。)		金額等(金額又は株式等の保有数
			等を記入する。)
		兼業によるもの(a)	(円)
		研究成果の実施料若しく	(円)
		は売却によるもの (b)	
		株式等	

(注)

- 1. 企業1社について1枚に記入する。
- 2. 本様式に記入を必要とする個人的な利益のうち金銭的な利益については、同一の年度内に企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る(単一の企業等の場合のみならず複数の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度内にこれらの企業等から得た利益の合計が100万円以上である場合を含む。)
- 3. 個人的な利益については、職員等本人のみならずその配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が得た場合も報告義務の対象となっており、これらの場合は、自己申告書の様式中「金額等」の項のそれぞれ該当する欄に、かっこ書き〈〈配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇〇円)又は(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇株)〉〉により、金額又は株式保有数等を記入するものとする。
- 4. 株式等とは、未公開株式か公開株式かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済み株式総数の5%以上を保有する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。金額等の記入に当たっては、これらの種類を記載するとともに、株式又は新株予約権にあっては株式数を、合同会社等の持分にあっては金額を記入するものとする。